

主旨

○東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓は、過去、現在、そして未来をつなぐ証拠として、また、災害に負けない国土づくり、地域づくりへの知恵として、永遠に引き継がなければならない。  
 ○政府においては、本報告を踏まえ、我が国における地震・津波対策全般について必要な見直しを実施し、今後の防災対策に万全を期し、ひいては国民の生命、財産を守るという行政としての根幹的な責務を十二分に果たすことを期待する。

今回の地震・津波被害の特徴と今後の想定津波の考え方

今回の地震・津波被害の特徴と検証

- 巨大な地震・津波による甚大な人的・物的被害が発生
- 想定できなかったM9.0の巨大な地震
- 実際と大きくかけ離れていた従前の想定 / 海岸保全施設等に過度に依存した防災対策 / 実現象を下回った津波警報など

⇒反省と教訓をもとに防災対策全体を再構築

防災対策で対象とする地震・津波の考え方

- あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討
- 古文書等の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づき想定地震・津波を設定
- 地震学、地質学、考古学、歴史学等の統合的研究を充実

津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波の考え方

今後、二つのレベルの津波を想定

- 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
  - ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立
- 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
  - ・人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

地震・津波対策の方向性

津波被害を軽減するための対策について

(1) 基本的考え方

- 最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等のハード対策と、ハザードマップ整備などの避難を中心とするソフト対策を組み合わせ実施
- 津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、迷うことなく自ら高い場所に避難することが基本
- 津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度で避難できるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件などの状況により、このような対応が困難な地域では、津波到達時間などを考慮して避難方策を検討

(2) 円滑な避難行動のための体制整備とルールづくり

- 津波警報と防災対応
  - 津波警報は、その伝達すべき内容について、受け手の立場に立って検討する。津波警報や予想される津波高に応じた防災活動・避難行動について、より具体的な検討を行う
- 情報伝達体制の充実・強化
  - 津波襲来時の情報伝達は、防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するとともに、広域停電や庁舎被災などを想定した対応を検討する
- 地震・津波観測体制の充実強化
  - 津波予測の高精度化のため、海域部の海底地震計、沖合水圧計、GPS波浪計等の観測体制を充実する
- 津波避難ビル等の指定、避難場所や避難路の整備
  - まちづくりと一体となって避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段を整備する。津波避難ビル等については、指定要件や構造・立地基準の見直しを行う
- 避難誘導・防災対応に係る行動のルール化
  - 避難行動や避難状況などについて網羅的に調査分析を行う
  - 津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める

(3) 地震・津波に強いまちづくり

- 多重防護と施設整備
  - 津波による浸水被害を軽減し、避難のためのリードタイムを長くするため、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラの活用等による二線堤を整備する
- 行政関連施設、福祉施設等は、浸水リスクが少ない場所に建設
  - 最大クラスの津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難場所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない場所に建設する
- 地域防災計画と都市計画の有機的な連携
  - 地域防災計画と都市計画を有機的に連携させ、長期的な視点で安全なまちづくりを進める。その際、防災に関する専門家の参画を必要に応じて求める

(4) 津波に対する防災意識の向上

- ハザードマップの充実
  - 配布することだけで認知度を高めることには限界があり、ハザードマップの内容について、しっかりと伝える制度・仕組みを構築する
- 徒歩避難原則の徹底等と避難意識の啓発
  - 徒歩による避難を原則とする。今回自動車で避難し生存した者も多く存在することを踏まえ、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策について、今後検討する
- 防災教育の実施と地域防災力の向上
  - 住んでいる地域の特徴や地震・津波に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、継続的かつ充実した防災教育を全国的に実施し、住民においても共有していく取組を強化する

被害想定について

- 東日本大震災を踏まえた被害想定手法・項目の見直し
  - 今回の被害を十分に調査分析し、改善を行う。また、防災対策推進の効果を定量的に示す手法を検討する
- 最大の被害が発生するシナリオを含め複数のシナリオを想定
  - 最大の被害が発生するシナリオを含め、発生時期、時間帯、気象状況等が異なる複数のシナリオを想定する

揺れによる被害を軽減するための対策について

- 建築物の計画的な耐震化、必要性の啓発活動強化
  - 耐震化を計画的に進め、天井落下防止対策、家具等固定対策等を促進、必要性の啓発活動を強化
- 長周期地震動対策 / 液状化対策
  - 長周期地震動対策、液状化対策を着実に進める

今後に向けて

今後の大規模地震に備えて

- 我が国のどこでも地震が発生しうるものとして、地震・津波への備えを万全にするべき
- 南海トラフにおける海溝型巨大地震対策は国土全体のグランドデザインの観点が必要
- 東海・東南海・南海地震の同時発生だけでなく、時間差発生や内陸地震、台風災害などとの複合災害に留意
- 基幹産業の被災による経済の停滞を防ぐため、災害対応の計画(BCP)策定
- 首都直下地震対策は、関東大震災クラスの地震について検討

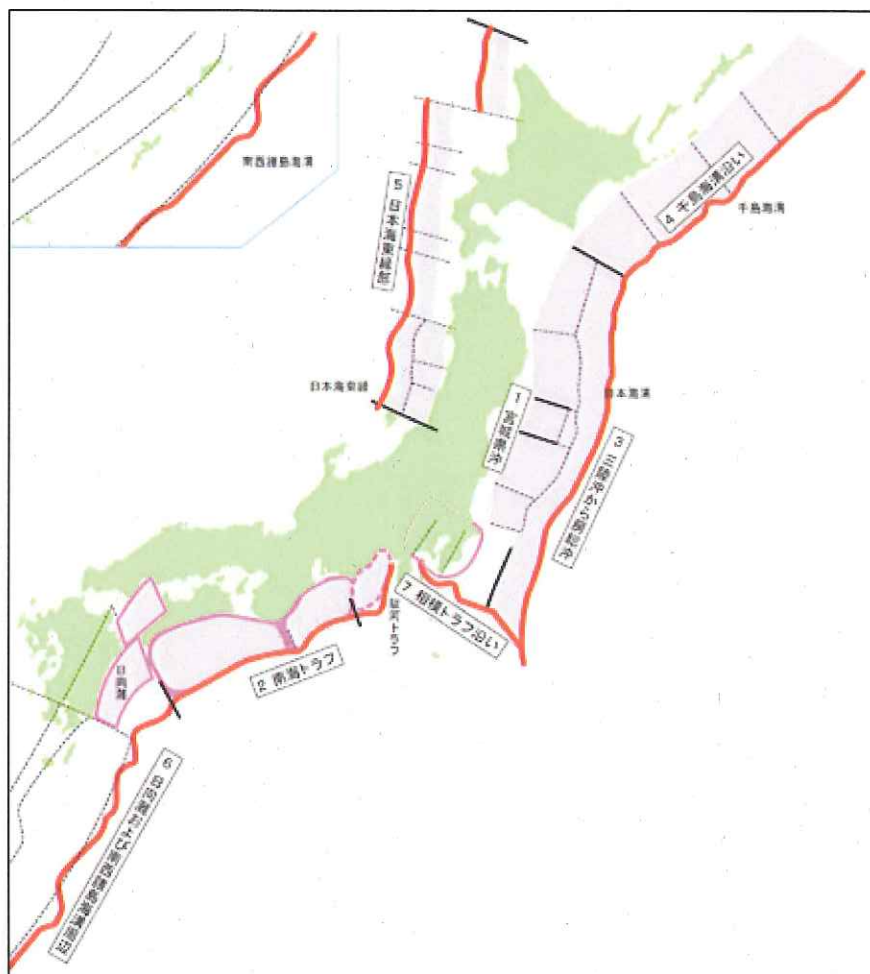
今後の防災対策について

- 防災基本計画は、津波対策に関する記述を大幅に拡充
- 地方公共団体等に対するガイドライン・指針等は内容に十分に検証し、見直す
- 災害対策法制、危機管理体制のあり方についての検討

東日本大震災の記録の保存と今後の防災対策の情報発信

- 記録を後世へ引き継ぎ、知見や教訓を諸外国に対して広く情報発信

## 海溝型地震の発生可能性評価領域(地震調査研究推進本部)



### 中央防災会議で検討対象とした大規模地震

#### 対象地震の考え方

1. 繰り返し発生している。
2. 発生確率・切迫性が高い。  
・今後100年間で発生の可能性がある。  
・活断層地震が500年以内にあった場合は対象としない。
3. 発生が資料等で相当程度確認されている。
4. 想定地震の規模はM7～8クラス。
5. 経済・社会情勢、中枢機能を考慮。

#### 検討対象とした地震

##### 海溝型地震

- ①東海地震(M8.0)
- ②東南海・南海地震(M8.6)
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(M7.6～8.6)

##### 直下型地震

- ④首都直下地震(M6.9～7.5)
- ⑤中部圏・近畿圏直下地震(M6.9～8.0)



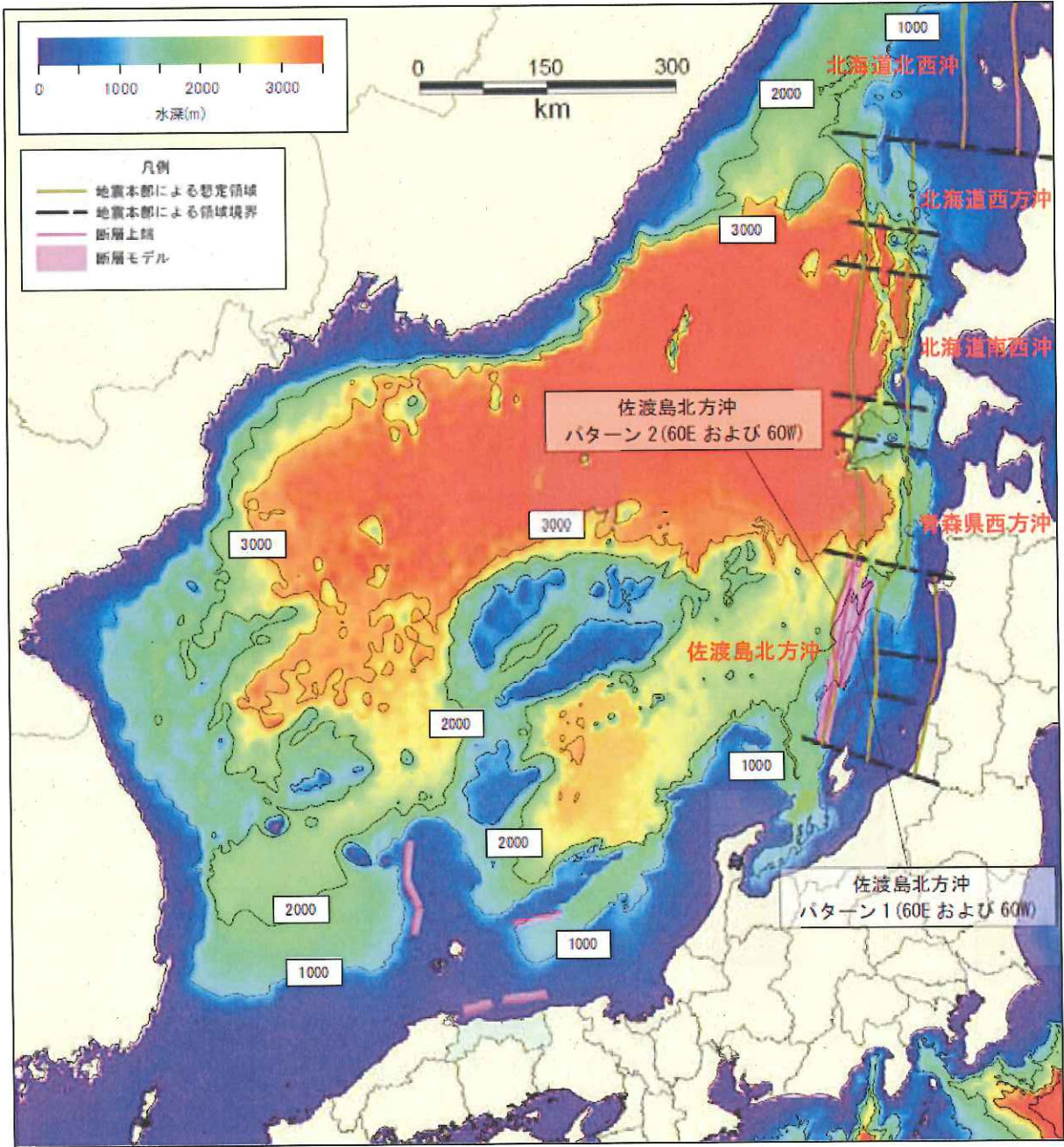
### 平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震

過去資料では確認できない  
広域の震源域・波源域

日本周辺では想定していなかった  
M9.0の規模

想定を大きく超えた津波高

### 海底地形と想定波源断層の位置(日本海全域)



※佐渡島北方沖は傾斜角  $\delta = E60^\circ$  および  $W60^\circ$  の例

総則編

I プランの趣旨

大規模広域災害時の関西広域連合の対応と手順等を定める(策定方針)

- (1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の課題・教訓を踏まえたプラン
- (2) 府県民にわかりやすいプラン
- (3) 充実・発展型のプラン

(特徴)

- (1) 構成府県が実施する災害応援・受援の連携・調整のしくみを定めるプラン
- (2) 構成府県、市町村だけでなく、防災・減災に取り組む企業、ボランティア団体、府県民にも参考にされるプラン
- (3) 企業・関係団体等との連携・協力を進めるプラン
- (4) 原子力災害対策や感染症対策についても定めるプラン
- (5) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえたプラン
- (6) 東日本大震災の経験と教訓を踏まえたプラン

II 対象災害

被害が複数府県にまたがり、または被害甚大で、単独府県のみでは対応できない大規模広域災害

(具体例)

地震・津波災害…東海・東南海・南海地震などの海溝型地震、上町断層帯地震などの近畿圏直下型地震  
 風水害…伊勢湾台風級の台風の大阪湾への接近による高潮災害、琵琶湖淀川等の大河川洪水氾濫災害  
 原子力災害…原子力発電所事故  
 感染症…新型インフルエンザのまん延、高病原性鳥インフルエンザのまん延  
 その他広域の対応が必要な災害

III 広域連合の役割

- (1) 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示  
大規模広域災害発生時の広域連合、構成府県の広域対応指針を初動、応援・受援、復旧・復興のシナリオとして提示
- (2) 国、府県、市町村の役割を踏まえた応援、受援の調整  
国と連携・調整を図りながら、広域的な応援・受援を調整
- (3) 災害情報の共有、情報の発信  
情報収集、整理・集約及び構成府県、連携団体への情報提供。被害状況や広域連合・構成府県の対応、被災住民の行動について府県民にメッセージ等を発信。
- (4) 災害に備えるための事業の企画、実施  
関係機関・団体等との平常時からの連携、防災・減災事業の展開

地震・津波対策編

I 被害想定(東海・東南海・南海地震、上町断層帯地震などの近畿圏直下型地震の被害想定)

II 災害への備え(詳細は別紙1)

■ 関係機関・団体等との平常時からの連携

構成府県、広域連合他分野、連携県、全国知事会、国、研究機関及び企業等と連携して対処するための体制整備を行う。

(1) 構成府県の連携	(4) 国との連携
(2) 広域連合他分野との連携	(5) 専門家・防災研究機関等との連携
(3) 都道県との連携	(6) 企業等との連携

■ 防災・減災事業の展開

災害発生を防止し、また、被害の軽減を行う防災・減災事業を実施する。

(1) 広域津波被害想定の実施	(8) 減災対策の普及啓発
(2) 広域応援図上訓練の実施	(9) 被災行政支援方策
(3) 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築	(10) 広域避難体制の整備
(4) 緊急派遣体制の整備	(11) 孤立集落対策
(5) 帰宅困難者支援	(12) 防災基盤施設の整備促進
(6) 津波避難対策	(13) 事業継続のためのバックアップ体制の整備促進
(7) 防災分野の人材育成	

III 災害への対応(詳細は別紙2)

☆ 初動シナリオ

大規模広域災害発生時に広域連合が迅速・的確な対応がとれるように、その初動対応について定める。

- (1) 情報収集体制の確立
- (2) 緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣
- (3) 応援・受援調整体制の確立

☆ 応援・受援のシナリオ

応急対策期における応援・受援等について定める。

(1) 情報の収集・提供	(6) 広域避難受入調整
(2) 現地支援本部等の設置	(7) ボランティア活動促進
(3) 被災者の支援	(8) 帰宅困難者への対応
(4) 救援物資の需給調整	(9) 災害廃棄物(がれき等)処理の推進
(5) 応援要員派遣・受入調整	

☆ 復旧・復興のシナリオ

被災地の復旧・復興対策に対する支援等について定める。

- (1) 復興戦略の策定
- (2) 緊急復興計画及び被災者生活復興への支援
- (3) 国等への提言

原子力災害対策編(概括的・骨格的計画を今年度策定)

I 被害想定

■ 大規模な放射性物質の放出により広域的な観測体制、避難等が必要になる原子力発電所等の事故

■ 原子力事故災害対策を検討する上での留意点(他の災害との違い)

II 災害への備え

■ 関西広域連合の役割(国、事業者、立地界の役割、関西広域連合の役割)

■ 連絡通報体制

■ 情報発信

■ モニタリング(平常時、事故発生時)

III 災害への対応

■ 災害対応のシナリオ

■ 広域避難のシナリオ(避難行動の想定、広域避難の受入体制)

■ 緊急被ばく医療

■ 除染等の広域支援

■ 風評被害対策(農林水産物対策、観光・集客対策)

(以下の対策編を、来年度以降順次、同様に作成)

風水害対策編

感染症対策編

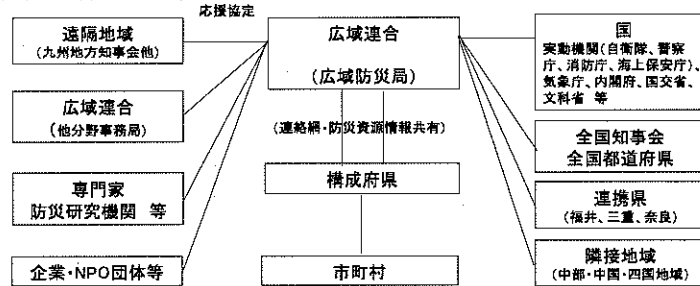
## II 災害への備え

平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害に備える。

【別紙1】

### ■ 関係機関・団体等との平常時からの連携

大規模広域災害に対して、構成府県、広域連合他分野、連携県、全国知事会、国、研究機関及び企業等が連携して対処するための体制整備について定める。



#### (1) 構成府県の連携

- ① 緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築
- ② 大規模広域被害想定の実施・共有
- ③ 人的・物的資源の情報共有の推進

#### (2) 広域連合他分野との連携

他の分野と連携して、災害対応を行う体制を整備する。

- ・ 風評被害対策、被災地への集客促進
- ・ ドクターヘリ派遣、救護班等派遣支援 など

#### (3) 都道府県との連携

- ① 連携県との応援協定 福井県、三重県及び奈良県との連携した応援体制の整備
- ② 遠隔地域との協定 九州地域と相互応援協定。その他の遠隔地域との協定についても検討
- ③ 隣接地域との連携 中部・中国・四国地域との連携体制の整備
- ④ 全国都道府県との協定

都道府県間の相互応援体制を確保。カウンターパート方式等の応援方式を迅速にとれるよう全国知事会に働きかけ

#### (4) 国との連携

- ① 関係省庁等との連携、防災情報・防災資源の活用  
国との連携を図り、国の持つ防災情報・資源を活用。国の現地対策本部には職員を派遣し、国と応援受入れの調整を実施
- ② 科学的知見の活用  
国が実施する津波被害想定やDONET等先端津波観測技術情報等の科学的知見を活用

#### (5) 専門家・防災研究機関等との連携

- ① 専門的な知見・各種研究成果の活用  
専門家、研究機関等の知見や研究成果を災害対策に役立てるため専門家等とのネットワークを構築
- ② 士業団体との協定の締結  
士業団体と協定を締結する等して、災害時に建築士・弁護士等の資格を有する者等の派遣が行われる仕組みを構築

#### (6) 企業等との連携

- 企業・業界団体と協定を締結する等して、災害時に企業の協力が得られる仕組みを構築。
- ・ 倉庫業者・宅配業者 → 救援物資の集積・配送
  - ・ 旅館・ホテル・民間賃貸住宅・企業(社宅) → 避難所、仮設住宅の提供 など

### ■ 防災・減災事業の展開

災害の発生を防止し、また被害の軽減を行う防災・減災事業の実施について定める。

#### (1) 広域津波被害想定の実施

国が行う東海・東南海・南海地震の最大クラスの津波被害想定結果を踏まえ、他の西日本の県とも連携をして、本格的・詳細な津波被害想定を実施

#### (2) 広域応援図上訓練の実施

大規模広域災害を想定し、構成府県及び連携県も参加する広域応援図上訓練を実施

#### (3) 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築

- ① 物資集積・配送マニュアルの策定
- ② 備蓄計画の策定

#### (4) 緊急派遣体制の整備

- ① 被災府県へ派遣する緊急派遣チーム(先遣隊)を予め編成
- ② 現地支援本部(被災府県に設置)及び市町村現地連絡所(被災市町村に設置)の設置運営要領を作成

#### (5) 帰宅困難者支援

- ① 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発
- ② 支援情報等の府県民への提供方策の検討
- ③ 災害時帰宅支援ステーション事業の推進
- ④ 帰宅困難者対策の普及・啓発活動
- ⑤ 事業所等への要請
- ⑥ 観光客等への支援の検討

#### (6) 津波避難対策

- ① 高架鉄道駅・高速道路の活用
- ② 地下街・地下鉄避難対策の推進
- ③ 府県民への津波避難の共同啓発

#### (7) 防災分野の人材育成

職員の災害対応能力向上のために専門的研修などを実施

- ① 広域連合共通研修の実施
- ② 構成府県主催研修への府県職員の参加
- ③ 人と防災未来センターで実施する災害対策専門研修への積極的な参加

#### (8) 減災対策の普及啓発

住民の主体的な減災への取組促進

- ① 減災チェック項目の点検
- ② 情報収集手段(ラジオ等)の確保
- ③ 住宅・宅地の耐震化
- ④ 室内安全対策(家具の固定等)
- ⑤ コミュニティレベルの実践的防災訓練の実施
- ⑥ 災害時要援護者の避難の普及・促進

#### (9) 被災行政支援方策

被災により行政機能が大幅に低下した市町村を応援する方策を準備

- ① 被災市町村の被害状況に応じた支援体制
- ② 市町村におけるカウンターパート体制

#### (10) 広域避難体制の整備

府県域を越えた避難が迅速になされるように準備

- ① 空き公営住宅等の把握
- ② 旅館・ホテル・不動産協会等との連携

#### (11) 孤立集落対策

孤立集落が発生した場合に備え、通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保を促進

#### (12) 防災基盤施設の整備促進

交通関係施設、ライフライン施設等の防災基盤施設・設備の整備促進及び事業者等への働きかけ

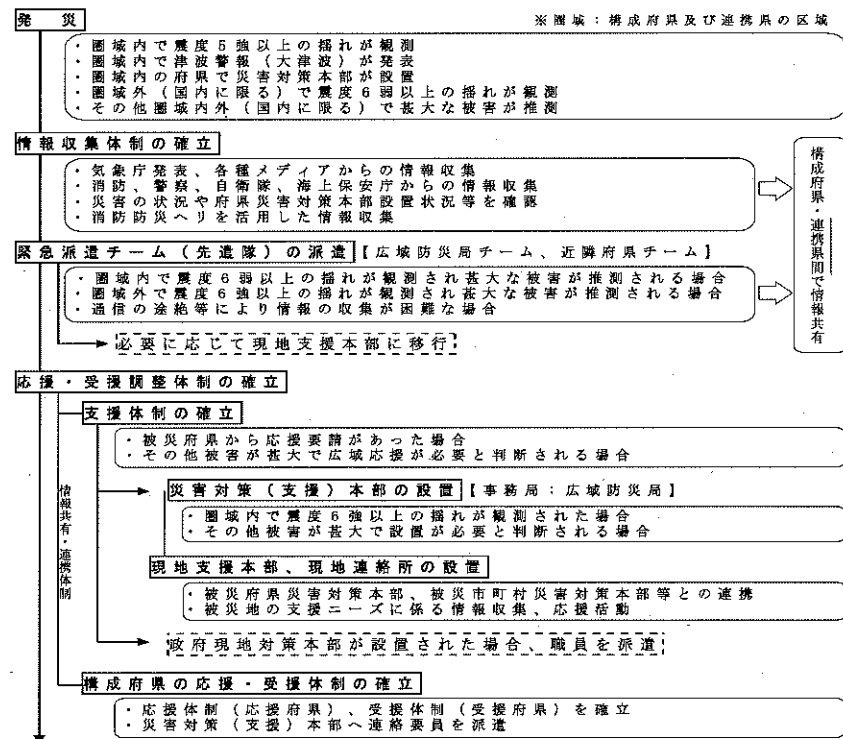
#### (13) 事業継続のためのバックアップ体制の整備促進

事業継続計画の策定、基幹システムのバックアップの体制整備及び企業・団体等への働きかけ

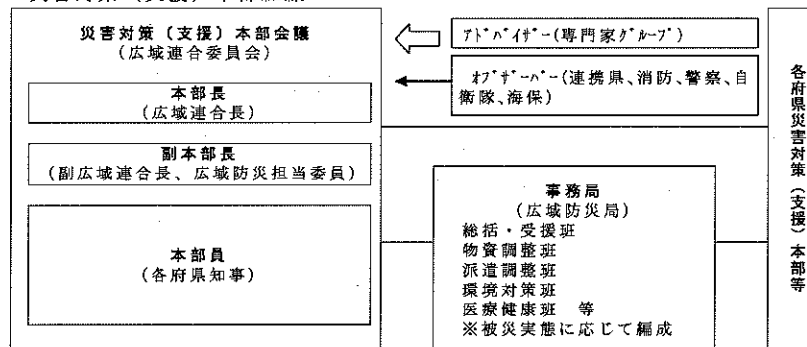
### III 災害への対応

#### ☆ 初動シナリオ

迅速・的確な対応がとれるようにその初動対応について定める。



#### ○ 災害対策（支援）本部組織



#### < 第1回本部会議での協議事項 >

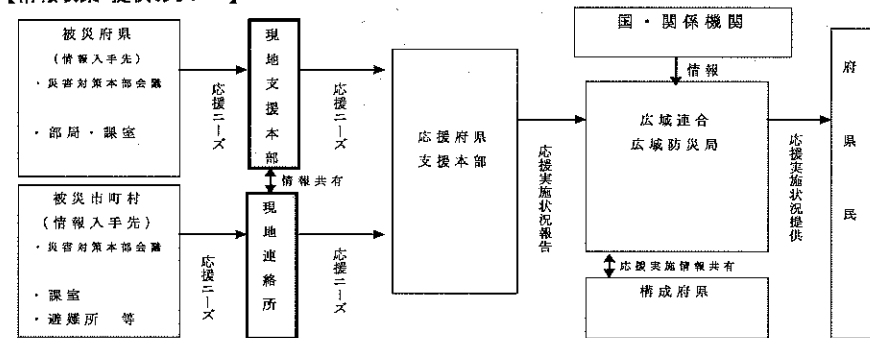
- 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他の当面の対策
- 応援方式（カウンターパート方式等）の決定
- メッセージの発信
- 現地支援本部及び現地連絡所の設置
- その他協議が必要な事項

#### ☆ 応援・受援シナリオ

##### 2-1 情報の収集・提供

情報の収集・整理、及び提供について定める。

##### 【情報収集・提供のフロー】

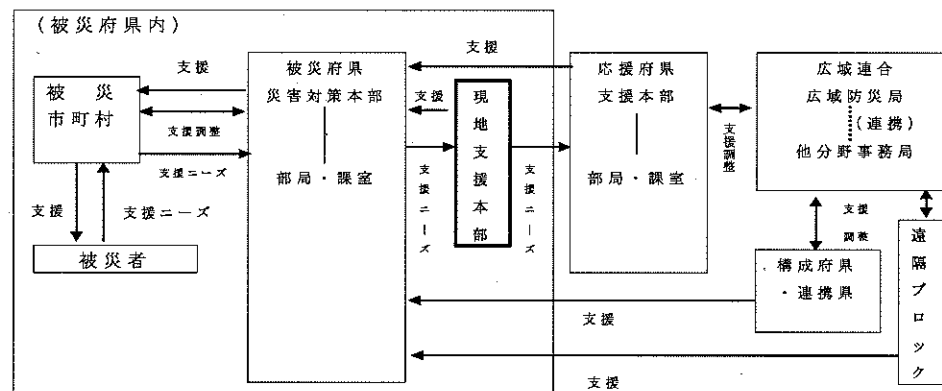


※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、テレビ会議システム等

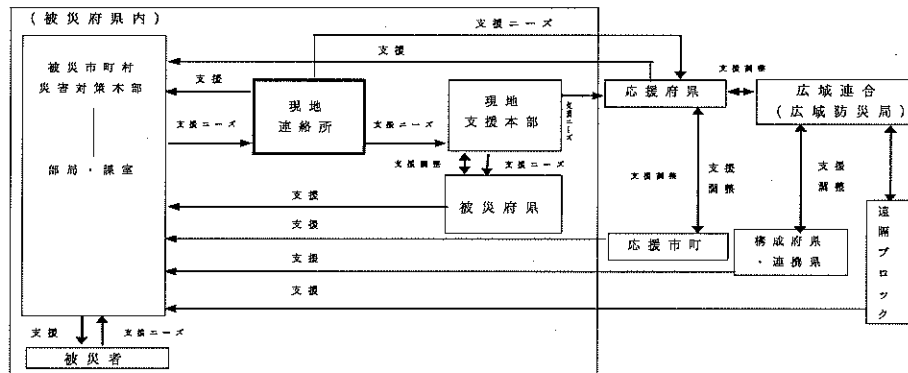
##### 2-2 現地支援本部等の設置

被災府県等に設置する現地支援本部等の設置及び運営について定める。

###### < 現地支援本部（被災府県庁）の設置 >



###### < 現地連絡所（被災市町村役場）の設置 >



### 2-3 被災者の支援

被災者の避難所や仮設住宅等での生活に対する支援について定める。

区分	必要な対応	広域連合の対応
避難所期 被災直後の一時的な生活空間	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援物資の供給調整(2-4で詳細を記載)</li> <li>○応援職員の派遣調整(2-5で詳細を記載)</li> <li>○広域避難の調整(2-6で詳細を記載)</li> </ul>
	安定期	
仮設住宅期	前期	
	安定期	

### 2-4 救援物資の需給調整

被災地のニーズに応じた救援物資の需給調整について定める。

区分	被災市町村	被災府県	広域連合・応援府県
初動期 (発災～1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況</li> <li>避難者数</li> <li>避難所開設状況</li> <li>被災者ニーズ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害予測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況等の情報収集</li> </ul>
応急対応期 (概ね、発災後1日以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況</li> <li>避難者数</li> <li>避難所開設状況</li> <li>被災者ニーズ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害予測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況等の情報収集</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄物資の活用</li> <li>協定締結業者からの物資確保</li> <li>物資集配拠点の開設・運営</li> <li>市町村内輸送ルートに関する情報収集、確保依頼</li> <li>市町村内輸送に係るトラック協会等関係団体への物資輸送協力依頼、配送</li> <li>救援物資等の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄物資の活用</li> <li>協定締結業者からの物資確保</li> <li>物資集配拠点の開設・運営</li> <li>府県内輸送ルート等に関する情報収集、確保依頼</li> <li>府県内輸送に係るトラック協会等関係団体への物資配送協力依頼、配送</li> <li>救援物資等の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄物資の活用</li> <li>協定締結業者からの物資確保</li> <li>必要に応じ救援物資中継拠点の開設・運営</li> <li>広域輸送ルート等に関する情報収集、確保依頼</li> <li>広域輸送に係るトラック協会等関係団体への物資配送協力依頼、配送</li> </ul>

### 2-5 応援要員派遣・受入調整

被災府県等のニーズに応じた要員派遣・受入の調整について定める。

区分	被災市町村	被災府県	広域連合・応援府県
初動期 (発災～1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況</li> <li>応援要員のニーズ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害予測、要員需給推計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況等の情報収集</li> </ul>
応急対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況</li> <li>応援要員のニーズ等</li> <li>応援要員の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況</li> <li>応援要員のニーズ等</li> <li>応援要員の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況等の情報収集</li> <li>被災市町村への応援要員の派遣</li> <li>応援要員の受入</li> </ul>
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況</li> <li>応援要員のニーズ等</li> <li>応援要員の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況</li> <li>応援要員のニーズ等</li> <li>応援要員の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況等の情報収集</li> <li>被災市町村への中長期の職員派遣</li> <li>中長期の職員派遣の受入</li> </ul>

### 2-6 広域避難受入調整

甚大な被害により、被災府県内の避難所等が不足する場合の府県域を越えた広域的な避難の調整について定める。

区分	被災府県	避難者受入府県	広域連合
初動期・応急対応期 (避難所期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請</li> </ul>
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請</li> </ul>

## 2-7 ボランティア活動促進

被災者の救援や被災地の復旧・復興に大きな力を発揮するボランティア活動の促進について定める。

	ボランティアニーズ	被災府県・市町村	広域連合・応援府県
応急対応期 (避難所期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の生活支援</li> <li>・救援物資の仕分け、配布</li> <li>・炊き出し</li> <li>・泥のかきだし、清掃</li> <li>・がれき撤去</li> <li>・家具・荷物の搬出</li> <li>・避難所運営支援</li> <li>○ボランティアセンターの運営支援 など</li> </ul>	<p>【被災府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアセンターの設置・運営</li> <li>○府県内市町村ボランティアの設置要請及び運営支援</li> <li>○ボランティア派遣の広域連合・応援府県への要請</li> </ul> <p>【被災市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアセンターの設置・運営</li> <li>○府県内外からボランティア受入表明</li> </ul>	<p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動に対するメッセージの発出</li> <li>○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営</li> </ul> <p>【応援府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動支援</li> <li>○被災地のボランティア受入業務支援</li> </ul>
復旧復興期 (仮設住宅期) 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者の精神的支援</li> <li>・傾聴ボランティア</li> <li>・お茶会、話し相手</li> <li>・芸術文化を生かした支援(趣味活動、演奏・合唱などの慰問活動)</li> <li>○仮設住宅のコミュニティづくり支援</li> <li>○高齢者の見守り など</li> </ul>		調整中

## 2-8 帰宅困難者への対応

交通機関の運行停止等により、大都市を中心に発生する自力で帰宅することが困難な通勤、通学、出張者、買物客、旅行者等の帰宅困難者に対する支援について定める。

	想定される外出者の行動	広域連合・被災府県の対応
初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留</li> <li>○被害状況の確認・家族の安否確認</li> <li>○徒歩帰宅の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時帰宅支援ステーション事業の協定先に支援依頼</li> <li>○観光客の誘導・収容要請</li> </ul>

## 2-9 災害廃棄物(がれき等)処理の推進

調整中

## 3 復旧・復興のシナリオ

### 3-1 復興戦略の策定

複数構成府県に被害を及ぼし、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」を策定する。

#### (1) 復興戦略の基本的な考え方

関西全体の復興イメージを復興戦略として打ち出し、構成各府県等はこの戦略を共有し、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生すること(「創造的復興」)を指す。

#### (2) 策定手順

復興戦略は、構成府県の主体的な参画に加え、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等、多様な価値観を持った様々な主体の参画を得て策定する。

#### (3) 策定体制

復興戦略を策定する復興戦略本部及び学識経験者や関係団体等から構成し、専門的な立場から被災地の復旧・復興

#### (4) 策定スケジュール

災害発生後2ヶ月を目途

### 3-2 緊急復興計画及び被災者生活復興への支援

被災府県・市町村が策定する緊急復興計画や被災府県・市町村が実施する被災者生活復興支援業務に対し、広域連合は必要に応じて支援を行う。

### 3-3 国等への提言

広域連合は、構成府県と連携して、復旧・復興を促進するための施策、財政上の措置等国や被災地に対する提言の取りまとめ及び発信を行う。



# 京都府地域防災計画の見直し方針等について

平成23年11月25日

## 1 基本方針

- ①国の法改正、指針等の見直し、各調査結果等が24年度以降となることが見込まれるため、本年度は「第一次の抜本の見直し」との位置付けとする。
- ②計画見直しは、主に次の事項を踏まえたものとする。
- ・東日本大震災（福島県等）、台風12.15号の被災地支援対策の成果・教訓
  - ・関西広域連合防災・減災プラン（仮称）との整合

## 2 計画見直しの概要

□平成23年度予定の主な見直し概要

地域防災の見直し部会及び集中豪雨対策部会の意見等を踏まえるとともに、全庁的な点検・調整により検討

地域防災計画	検討事項	主な見直し（計画に反映）概要
一般計画編 震災対策計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総則（前書き）</li> <li>○複合災害対策</li> <li>○広域災害対策</li> <li>○集中豪雨対策</li> <li>○情報伝達対策</li> <li>○備蓄対策</li> <li>○避難所機能の充実強化</li> <li>○要配慮者対策（弱者対策）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の状況、府の対応状況等</li> <li>・複合災害に対応した本部・事務局体制 →本部は1、事務局は災害別にグループ体制等</li> <li>・複合災害想定での防災訓練の実施</li> <li>・関西広域連合防災・減災プラン（仮称）による対応</li> <li>・応援・受援体制の整備（計画等の整備）</li> <li>・広域防災拠点の整備 （想定）既存施設の活用 北部：舞鶴港 中部：丹波自然運動公園 南部：山城総合運動公園 （整備）機能に応じた資機材等の整備</li> <li>・行政機能維持対策の推進（BCPの整備推進等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎等の耐震化促進</li> <li>・電源維持対策（自家発電機等の整備）</li> </ul> </li> <li>・拠点病院等の耐震化促進</li> <li>・ドクターヘリ共同運用計画</li> <li>・避難対策の整備（市町村対策の充実強化）</li> <li>・エリアメールの実施など</li> <li>・府・市町村・府民の役割分担等による備蓄確保・配備対策</li> <li>・避難所機能の充実強化（プライバシー保護、自家発電機等の整備）</li> <li>・保健医療ケア、健康対策等</li> <li>・高齢者・女性・妊婦等にも適した避難所運営 ・福祉避難所の整備促進等</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア対策</li> <li>○観光客・帰宅困難者対策</li> <li>○津波対策</li> <li>○文化財対策</li> <li>○学校防災対策</li> <li>○民間住宅の耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入・現地派遣等対策</li> <li>・関西広域連合防災・減災プラン(仮称)による対応</li> <li>・京都駅等の対策</li> <li>・津波避難対策の整備(避難所、避難路等の見直し等)</li> <li>・防災対策の充実(対策マニュアルによる対策等)</li> <li>・耐震化促進、避難計画等の見直し、防災教育の充実</li> <li>・耐震化の促進対策</li> </ul>
原子力発電所 防災対策暫定 計画	○暫定計画の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の防災対策区域の30キロ拡大方針等に伴う対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全方位型(同心円)の対策準備、事故時の避難はキーホルダー型(モニタリング数値、予測等による)の柔軟な対応が基本(現実的)</li> <li>・30キロ圏内のモニタリング、資機材等の整備</li> <li>・30キロ圏内市町の暫定避難計画整備の支援等</li> <li>・舞鶴市、宮津市、伊根町の役所等移転による行政機能継続対策(広域版行政BCP)</li> <li>・関西広域連合との調整</li> </ul> </li> <li>・モニタリングポストの充実(7→23箇所(9箇所整備中))</li> <li>・学校、病院、社会福祉施設等の避難対策</li> <li>・要配慮者対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の整備促進等</li> </ul> </li> <li>・広域も想定した避難者の健康対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーニング体制の充実</li> <li>・ヨウ素剤の配備、迅速な配付対策等の充実</li> </ul> </li> <li>・食品の放射能測定監視の強化対策</li> <li>・事故の長期化も想定した家畜・ペット対策 等</li> </ul>

#### 4 今後の主要日程(予定)

○平成23年11月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災の見直し部会(第2回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・府地域防災計画の見直し方針 等</li> </ul> </li> <li>○市町村会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の報告、地震・原子力対策 等</li> </ul> </li> </ul>
○ 24年 1月	○防災会議幹事会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画の見直しについて 等</li> </ul>
○ 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災の見直し部会(第3回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画の見直しについて 等</li> </ul> </li> <li>○集中豪雨対策部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村避難体制の充実強化対策 等</li> </ul> </li> </ul>
○ 3月	○防災会議(第2回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画の見直しについて 等</li> </ul>